

令和4年度石川県危険物取扱者保安講習実施要領

実施機関	石川県
事務受託	石川県危険物安全協会

令和4年度の危険物取扱者保安講習（消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習）を次のとおり実施します。（この講習は石川県から委託を受けて実施するものです。）

※申請された時点で実施要領に記載したすべての内容に同意されたものとみなします。

※講習は **オンライン講習** と **集合型講習** があります。申請方法が異なりますのでご注意ください。

※集合型講習は、申請期間外は受付できません。受講希望日の申請期間内（講習月ごとに異なります）に到着するよう郵送または持参してください。

特に、申請期間より前に到着した場合、受付されません（受講希望日には受講できません）ので、日程表をよく確認してください。

受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者
現在、危険物取扱作業に従事していない方は、受講義務はありませんが希望者は受講できます。

受講すべき期間

継続して危険物取扱作業に従事している者	前回の講習の受講日以後における最初の4月1日から 3年以内 （前回、令和元年度に受講した方）
新たに危険物取扱作業に従事する者 再び従事することとなった者	従事することとなった日から 1年以内 ただし、過去2年以内に免状の交付または講習を受けた者については、免状の交付日または講習の受講日以後における最初の4月1日から3年以内

受講対象者が危険物取扱者保安講習を受講しない場合、消防法第13条の2第5項の規定により、免状の返納が命ぜられることもありますので、受講対象者は必ず受講してください。

講習の科目及び時間

危険物関係法令に関する事項 1時間、危険物の火災予防に関する事項 2時間（合計3時間）

受講手数料

4,700円分の石川県証紙

※納入された手数料は、いかなる理由があっても返還できません。

受講申請書(実施要領)の入手方法

下記に記載の保安講習サイトからダウンロードしていただくか、県消防保安課（県庁6階）および県内の各消防(局)本部、消防署等で入手することができます。

保安講習に関する情報はWEBで

最新の情報は保安講習サイトで公開しています。

[いしかわ保安講習サイト](https://ishikawa-kikenbutsu.org)

検索



保安講習サイト <https://ishikawa-kikenbutsu.org>

県消防保安課サイト <https://pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shoubou/kikenbutsu/hoankoushuu.html>

【問合せ】〒920-8580 金沢市鞍月1-1 石川県消防保安課内(県庁6階)

石川県危険物安全協会

電話 **076-267-3165**

業務時間 9:00~12:00/13:00~16:00（土、日、祝日、年末年始を除く）

※都合により電話がつかないことがありますのでご了承ください。

オンライン講習

オンライン講習とは、各自でパソコン等により映像を視聴して学習する講習です。(テストがあります。)
集合型講習とは申請手順などが異なりますので、保安講習サイトで確認してください。

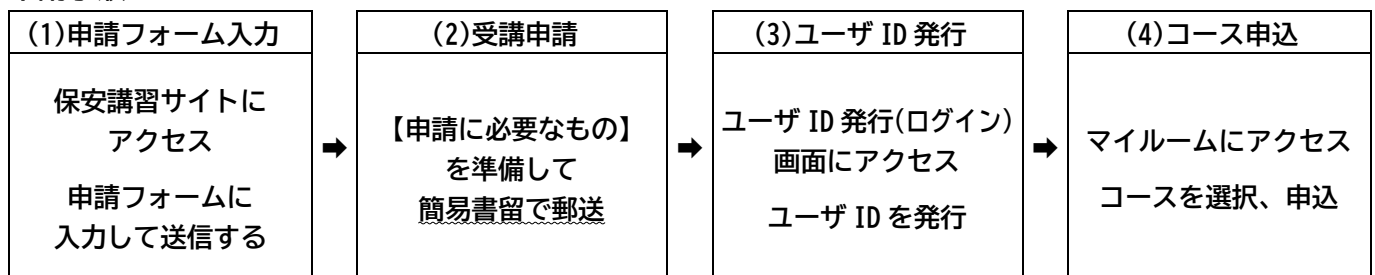
事業所による一括申請は、申請手順や申請に必要なものが異なりますのでお問い合わせください。

講習区分

従事している危険物施設の区分に該当する講習を受講してください。

講習区分	従事している主たる危険物施設の区分		
	給油取扱所	石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所	一般(その他)の危険物施設
給油取扱所	◎	×	×
石油コンビナート	×	◎	×
一般	×	○	◎

申請手順



申請手順をすべて完了されていない場合、テキストの送付 および 受講を開始できませんのでご了承ください。

申請フォーム入力 および ユーザ ID 発行 は、1人1回のみ行ってください。

自動返信メールがとどかない場合や操作方法がわからない場合は、何度も入力せずに電話でお問い合わせください。

【申請に必要なもの】 ※石川県証紙や切手が不足している場合、後日送付いただきます。

① 危険物取扱者免状のコピー

② **4,700 円分の石川県証紙** ※使用料(手数料)納入票に貼付し、納入の住所氏名を記入

③ **310 円分の切手**

【郵送先】 ※郵便事故防止のため郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 石川県消防保安課内(県庁 6 階)

石川県危険物安全協会 宛

受講期間について

受講期間は選択できません。(受講開始日から 1 か月受講できます。)

申請手順をすべて完了された順に、テキストの送付 および 受講開始の通知を行います。

テキストの送付

テキストは、講習開始月の前月下旬(1 月開始分は 1 月初旬)に 郵送します。

受講開始の通知

受講開始日の 14:00 までに、登録されたアドレスに電子メールが自動配信されます。

電子メールがとどいた日から 1 か月受講できます。

なお、受講期間終了までに講習を修了していない場合は欠席扱いとなりますのでご注意ください。

集合型講習

集合型講習とは、オンライン講習を受講できない方向けの講習会場に集合して受講する講習です。オンライン講習とは申請手順などが異なりますので確認してください。

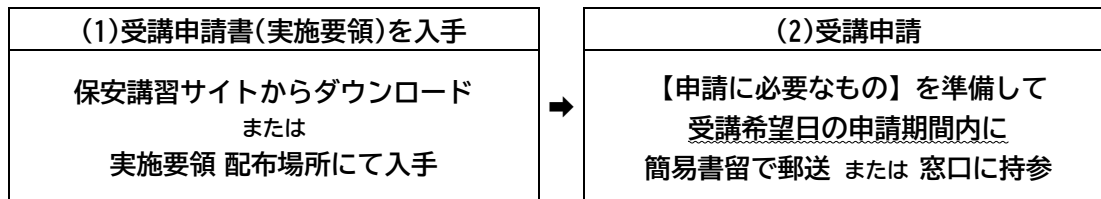
事業所による一括申請は、申請手順や申請に必要なものが異なりますのでお問い合わせください。

講習区分

従事している危険物施設の区分に該当する講習を受講してください。

講習区分	従事している主たる危険物施設の区分		
	給油取扱所	石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所	一般(その他)の危険物施設
給油取扱所	◎	×	×
一般	○	◎	◎

申請手順



受講希望日の申請期間内(講習月ごとに異なります)に到着するよう簡易書留で郵送 または 窓口を持参してください。

申請期間より前に到着した場合、受付されません(受講希望日には受講できません)ので、日程表の申請期間を確認してください。

受講希望日は、特別な事情・理由(次ページに記載)を除き変更できません。

受付期間中でも定員になり次第、締め切ります。

受講希望日が定員に達している場合は、ほかの日程に変更することがありますのでご了承ください。

【申請に必要なもの】※石川県証紙や切手が不足している場合、後日送付いただきます。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ① 受講申請書 | ※必要事項を記入、裏面に危険物取扱者免状のコピーを貼付 |
| ② 4,700円分の石川県証紙 | ※使用料(手数料)納入票に貼付し、納人の住所、氏名を記入 |
| ③ 310円分の切手 | |

【郵送先(窓口)】※郵送の場合は、郵便事故防止のため郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

※持参による窓口の受付時間は、9:00~17:00(祝日を除く申請期間内に限る)です。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県消防保安課内(県庁6階)

石川県危険物安全協会 宛

受講票・テキストの送付

受講票・テキストは、受講日の1カ月前から受講日の7日前までの間に郵送します。

受講日の5日前になっても手元にとどかない場合は、必ず電話でお問い合わせください。

受講票がとどいたら、氏名、受講日時、会場を確認してください。

受講票の氏名の漢字が免状の表記と異なる場合、受講日の5日前までに必ず電話でご連絡ください。

(氏名の漢字表記が異なる方には、講習当日に受講証明書が交付できませんので注意してください。)

受講当日の持ち物

指定された受講日時に次のものを持参してください。

- | | | |
|----------|-----|------|
| 危険物取扱者免状 | 受講票 | テキスト |
|----------|-----|------|

講習受講証明

- ・受講修了者には、受講証明書が発行されますので、免状とともに保持してください。

オンライン講習についての注意事項

- ・受講期間内に講習を修了していない場合、欠席扱いとなり、受講証明書は発行されません。
再度、受講する場合は、新たに申請(受講料の納入)が必要ですので注意してください。

集合型講習についての注意事項

- ・災害の発生のほか、県や会場施設管理者の方針などにより、講習を中止または延期することがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、中止や延期を決定した際は、すでに受講申請されている方に対し、可能な限り、電話等で連絡(事業所による一括申請の場合は、事業所の担当者に連絡)するほか、保安講習サイトにも掲示しますので、確認してください。

- ・新型コロナウイルス感染症に対する対応については、保安講習サイトに掲示してありますので、確認してください。

- ・受講希望日は変更できませんが、特別な事情・理由が発生したときは、年度内に限り、受講日等の振り替えを行うことがありますので、変更を申し出てください。

なお、変更の申し出には、事実を証明する書類の写しを提出する必要があります。

特別な事情・理由

- ①本人の健康上の理由による入院や通院
- ②裁判員・証人等として出頭のため
- ③災害、事故により本人や家族が被害を受け、受講日には出席できない場合
- ④家族の葬儀と重なった場合

- ・遅刻、早退、講習中の長時間の離席などは欠席扱いとなり、受講証明書は発行しません。
再度、受講する場合は、新たに申請(受講料の納入)が必要ですので注意してください。

個人情報の取り扱い

- ・受講申請書に記入された個人情報は、石川県及び石川県危険物安全協会により、石川県個人情報保護条例等に従い、以下の利用目的にのみ利用されます。

利用目的

- ①受講者の本人確認、本人への通知・連絡等、危険物取扱者保安講習の事務手続き
- ②危険物取扱者免状の作成(書換え、再交付等)のため(一財)消防試験研究センターへの提供

保安講習に関する情報は WEB で

最新の情報は保安講習サイトで公開しています。

いしかわ保安講習サイト

検索



保安講習サイト <https://ishikawa-kikenbutsu.org>

県消防保安課サイト <https://pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shoubou/kikenbutsu/hoankoushuu.html>

【問合せ】〒920 - 8580 金沢市鞍月 1-1 石川県消防保安課内(県庁 6 階)

石川県危険物安全協会

電話 076-267-3165

業務時間 9:00~12:00/13:00~16:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

※都合により電話がつかないことがありますのでご了承ください。